徳島県新規航路開設促進事業補助金交付要綱

（補助金の交付）

第１条　知事は、本県産業の国際化及び地域経済の活性化を推進するため、船社が行う徳島小松島港コンテナターミナル（以下「本ターミナル」という。）を利用する定期コンテナ航路の新規開設に伴う貨物輸送に要する経費に対し、予算の範囲内で、補助金を交付するものとし、その交付については、徳島県補助金交付規則（昭和５８年徳島県規則第５３号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第２条　この要綱において、次に掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

（１）「船社」とは、海上運送法（昭和２４年法律第１８７号）第２条第２項に規定する船舶運航事業を行うものをいう。

（２）「定期航路」とは、海上運送法第２条第３項に規定する定期航路事業に係る航路のうち、本ターミナルに原則週１回以上の頻度（気候条件、寄港地調整又は計画運休等により寄港しない場合を除く。）で寄港するコンテナ航路をいう。

（３）「新規開設」とは、本ターミナルに寄港する定期航路を補助事業者が新たに開設することをいう。

（４）「国際コンテナ戦略港湾」とは、港湾法（昭和２５年法律第２１８号）第２条第２項に規定する国際戦略港湾をいう。

（５）「国際フィーダー航路」とは、コンテナ貨物輸送において国際コンテナ戦略港湾と本ターミナルを結ぶ内航フィーダー航路をいう。

（経費及び補助額等）

第３条　第１条の補助金の対象となる補助要件、経費（消費税及び地方消費税を除く。）及び補助額は、次の表に掲げるとおりとする。

補助要件	経　費	補助額
１　令和８年４月１日から令和９年３月３１日までに、本ターミナルを利用する定期航路を新規開設すること。ただし、次のアからエのいずれかに該当するものは対象外とする。 ア　新規開設した日（本ターミナルへの最初の寄港日をいう。）から１年以内に定期航路を取りやめたもの イ　定期航路をいったん取りやめたのち再開する場合、単に寄港地を変更又は追加する場合など、本ターミナルへの寄港回数の増加がないもの（本ターミナルの利便性が向上するものと知事が特に認める場合を除く。） ウ　国際フィーダー航路にあたるもの エ　船社の合併及び分割等による社名変更 ２　船社が日本国外を本拠地とす	左記の要件を満たすコンテナ貨物の輸送に要する経費	実入りコンテナ１ＴＥＵにつき１万円とする。ただし、定期コンテナ航路につき１００万円を上限とする。

る法人の場合は、当該法人の日本国内法人（日本支社・現地法人・日本総代理店をいう。）が代理店となり、補助金の交付対象者となることができる。		

（補助金交付申請書等）
第４条　規則第３条の補助金交付申請書は、様式第１号による。
２　規則第３条の知事が定める書類は、次に掲げるとおりとする。
（１）事業計画書（様式第２号）
（２）その他知事が必要と認める書類
３　規則第３条の知事の定める期日は、別に定める。

（補助金の交付の条件）
第５条　規則第５条第１項各号に掲げる事項及び規則第１５条の２に規定する事項は、補助金の交付の決定の条件となる。

（軽微な変更）
第６条　規則第５条第１項第２号の知事が定める軽微な変更は、補助金額に変更のないもので、補助事業の目的を損なわない事業計画の細部の変更とする。

（変更の承認の申請等）
第７条　規則第５条第１項第１号から第３号までの規定による知事の承認を受けようとする者は、補助事業変更（中止）承認申請書（様式第３号）を知事に提出しなければならない。
２　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
（１）変更（中止）事業計画書（様式第４号）
（２）その他知事が必要と認める書類
３　規則第５条第１項第４号の規定による知事への報告をしようとする者は、その理由及び補助事業の遂行の状況を記載した書類を知事に提出しなければならない。

（実績報告書等）
第８条　規則第１１条の実績報告書は、様式第５号による。
２　規則第１１条の知事の定める書類は、次に掲げるとおりとする。
（１）事業実績書（様式第６号）
（２）その他知事が必要と認める書類
３　規則第１１条の規定による実績報告は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して３０日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の３月３１日のいずれか早い期日までにしなければならない。

（補助金の請求）
第９条　規則第１２条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金請求書（様式第７号）に当該通知に係る通知書の写しを添えて知事に補助金の請求をしなければならない。

（補助金の支払）
第１０条　知事は、前条の補助金請求書等を受理した後に、補助金を支払うものとする。

（補助金の概算払）
第１１条　知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助金の全部又は一部を概算払により交付することができる。
２　補助事業者は、前項の規定による補助金の概算払を受けようとするときは、補助金請

求書（様式第７号）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。
（１）補助金交付決定通知書の写し
（２）補助事業の遂行状況及び概算払を受けようとする理由を記載した書面

（帳簿等の保管）
第１２条　規則第１６条の帳簿及び証拠書類の保管の期間は、補助事業の完了の日又は廃止の承認を受けた日の属する年度の翌年度から起算して５年間とする。

（書類の提出部数）
第１３条　この要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、正本１部とする。

附　則
この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則
１　この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。
２　この要綱の施行前に旧要綱に基づき交付決定された補助金については、なお従前の例による。

附　則
１　この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。
２　この要綱の施行前に旧要綱に基づき交付決定された補助金については、なお従前の例による。

附　則
１　この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。
２　この要綱の施行前に旧要綱に基づき交付決定された補助金については、なお従前の例による。

附　則
１　この要綱は、令和元年５月１日から施行する。
２　この要綱の施行前に旧要綱に基づき交付決定された補助金については、なお従前の例による。

附　則
１　この要綱は、令和２年４月１日から施行する。
２　この要綱の施行前に旧要綱に基づき交付決定された補助金については、なお従前の例による。

附　則
１　この要綱は、令和３年３月１日から施行する。
２　この要綱の施行前に旧要綱に基づき交付決定された補助金については、なお従前の例による。

附　則
１　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。
２　この要綱の施行前に旧要綱に基づき交付決定された補助金については、なお従前の例による。

附　則
１　この要綱は、令和４年４月１日から施行する。
２　この要綱の施行前に旧要綱に基づき交付決定された補助金については、なお従前の例

による。

附　則

1　この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

2　この要綱の施行前に旧要綱に基づき交付決定された補助金については、なお従前の例による。

附　則

1　この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

2　この要綱の施行前に旧要綱に基づき交付決定された補助金については、なお従前の例による。

附　則

1　この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

2　この要綱の施行前に交付の決定がされた補助金については、なお従前の例による。

附　則

1　この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

2　この要綱の施行前に交付の決定がされた補助金については、なお従前の例による。